

書評 今泉隆雄著『古代木簡の研究』

森公章

章

はじめに

本書は都城制研究、木簡学の形成に尽力されてきた今泉氏が、前著『古代宮都の研究』（吉川弘文館、一九九三年）に統いて、木簡についての研究成果を集成し、一書になしたものである。木簡出土遺跡・出土点数が毎年増加する今日において、木簡研究の基本的な方法を明示し、具体的な作業を例示した研究書として、特に斯界では充分に享受すべき点が多いと考えられる。

まず本書の目次を掲げると、次の通りである。*印が新稿、ないしは旧稿を大幅に補訂され、殆ど新稿と見なすべきものであるが、旧稿掲載のものも、それぞれ補注においてその後の研究史の展開と著者の今日的見解が述べられている。

序章 本書の意図と方法

第一編 木簡の史料的研究

第一章 木簡研究の成果と課題

その他、口絵として木簡の写真が二〇頁付されており、また本文

書評 今泉隆雄著『古代木簡の研究』

第二章 貢進物付札の諸問題
第三章 木簡と歴史考古学
第四章 門榜制・門籍制と木簡

—木簡のライフサイクル—（*）

第五章 文書木簡の廃棄と計会制度

第二編 木簡群と遺跡

第一章 長岡京太政官厨家の木簡

第二章 平城京西隆寺の木簡とその創建（*）

第三章 但馬国国分寺木簡と国分寺の創建（*）

第三編 個別木簡の考察

第一章 平城宮跡出土の郡領補任請願解の木簡

第二章 平城宮跡出土の日向国の牛皮荷札

—牛皮貢進制と宮城四隅疫神祭—（*）

第三章 多賀城跡出土の付札木簡の製作方法

あとがき

の随所にも木簡写真や遺構図・実測図などが挿入され、理解を助ける材料となっている。

序章では各章の執筆意図と概要が整理されており、研究史上の位置づけもなされているので、この部分を読んでいただければ、以下の拙い紹介は不要であるが、私なりに本書を読み取った点を記してみることにしたい。

一 本書の内容と若干のコメント

本書は第一編で木簡そのものに関する史料的研究を示し、第二編では著者が報告書作成に携わった長岡京太政官厨家、西隆寺、但馬国分寺出土の木簡を例として、木簡の整理の方法と遺跡・遺構解釈の一助としての木簡利用のあり方を呈示、第三編で前二編で述べた研究方法に基づいた、個別木簡を対象とする検討の具体例を示すという構成をとっている。第二編は、報告書作成の雛型としても学ぶべきところが大である。

第一編第一章は一九八〇年と一九八七年に書かれた二つの木簡研究の歴史・研究方法の整理から構成されている。木簡研究には木簡を史料として用いた研究（古代史の新しい史料として、あるいは遺跡の性格や年代、共伴遺物の年代決定の材料として）と木簡そのものの基礎的研究の二つがあるが、後者の究明が不可欠であることが強調さ

れており、（1）木簡を考古遺物として取り扱うこと（出土状況、廃棄の意味の究明）、（2）現物の観察・調査に基づく研究を行うこと（形態と大きさ、樹種と木取りや材料の製作技法、書蹟、廃棄方法などの検討）、（3）関連する文献史料の研究の深化に努めることという指摘は、木簡研究者的心構えとして読まれるべきであろう。本書の以下の部分では随所にこの姿勢に基づく論考が配され、著者自身による実践例が示されている。

第二章は荷札木簡の研究方法を確立した著名な論文である。まず貢進物の進上全般について、付札・實物墨書・包装材墨書の三方法が品目別に使い分けられたことを明らかにした上で、形態・書式・書風などに基づく荷札木簡の検討方法を示し、荷札木簡の作成場所、地方行政の具体的運営のあり方に言及している。また荷札木簡の機能として、勘査の場での役割を指摘し、複数機能の存在、場面による木簡の多機能性などが明らかになつたのは、木簡の古文書学的な考察の可能性を高めた成果として注目される。この木簡の機能論とともに、国段階作成荷札の弁別の基準として国衙様書風の存在を示した点、また若狭国の事例によつて、郡別の書式の特徴を抽出し、「国十郡十郷十（里）十貢進者」という最も基本となる書式の荷札木簡の作成場所として、郡家段階を想定され、地方行政における郡の役割が具体化されている点が重要である。

第三章は「発掘された文献史料」である木簡を遺跡・遺構解釈に

利用する際の留意点が示されており、特に文書木簡について、差出→受取→廃棄（受取先での廃棄）と差出→受取→差出→廃棄（差出場所での廃棄）という二つの廃棄方法があり、木簡出土場所の性格決定に留意する必要があること、また木簡作成から廃棄までの時間的隔たりの存在に注意を喚起し、木簡の年紀と廃棄の年代は別問題であることが強調されている。

その具体的な検討は第四・五章で行われており、第四章は木簡の作成→機能→廃棄の流れを「木簡のライフサイクル」として解説すべきであるという立場から、ある制度に基づいて作成される場合は、その制度とそれにおける木簡の役割を解説することが有効であるとし、門榜・門籍制を例に分析を行っている。律令に規定された当該制度の分析とともに、平城宮出土の門関係の木簡に実例を求め、門籍は「某門籍」と記し、その下に官司名と官職・位階・人名を列記する書式であったとする。門榜については、木簡中の門号+「出入」+物品名・数量、差出官司+「牒」+通行する門（充先）の文書様式のものの二つが候補であるが、本司→門司という木簡の授受は物資の移動に伴う通行証に相当するものに対するものとし、門榜は本司の申請→中務省→衛門府→門司という形で申請・交付されるものであるから、門榜の形式の解明（木簡か紙かも含めて）はなお検討課題であるとする。その他、角筆による勘検の実例、門号比定の際の手続きにも言及されている。

第五章は第三章の問題意識のうち、遺構・共伴遺物の年代決定に関連して、荷札・題籤軸・習書・文書など木簡の内容によって廃棄までの期間が異なることを指摘した上で、比較的短いと考えられる文書木簡の廃棄時期について検討したもので、長岡京太政官厨家の請飯文書を例に、これは延暦八年八月～九年七月の一年間分が保管され、一括廃棄されたのであって、一年度の保管・廃棄が推定できるとする。ここでも公式令や延喜式制の分析、律令制における年度の意識のあり方、文書木簡と紙の文書の関係など、文書廃棄の制度全体への目配りが示されている。なお、本書全体の構成の中では、この章はあるいは第二編第一章の末尾に置き、木簡による制度史的検討の方法として掲げた方がよかつたかもしれない。

第二編第一章はその後刊行された『長岡京木簡』二の成果によつて加筆されているが、遺構の様子と木簡の年代の決定、内容上まとまりを持つ木簡の個別の検討と当時の情勢・制度との対比、木簡料材の製作方法（同材の判定、長方形の材の横切り技法、割りと切断の手法）など様々な角度から考古学遺物としての木簡の究明を試み、出土遺跡の性格決定に至る考察過程を示している。特に長岡京の造営過程や太政官厨家の存在・所在地と地子物検収などその具体的な機能が明らかになつた点は重要である。また末尾で取り上げられた文書の界線引きの定本は、正倉院文書など古文書の研究と木簡研究の接点を示すものとしても興味深い。その他、荷札木簡の作成方法

を復原する材料として、越前国の米荷札の分析が示されており、郷名の追筆例からやはり郡段階での作成を推定されている。なお、この米荷札を越前国のものと判定するに際して、出土地区的分布、書式・型式（〇五二）の類似、そして『和名抄』の郷名や氏族名と氏族分布との照合など、使用工具を明示されており、同様の検討を行う場合に参考となる方法が例挙されていると考える。

第二章は出土木簡により西隆寺創建の様相を解明したもので、知識銭の徵収、藤原南家の建物施入、修理司の役割など、『続日本紀』だけでは不明な、西隆寺の具体的な造営過程が復原されている。第三章は史料の少ない地方寺院の研究に木簡が資することを示しておあり、特に造営時期の確定や造営過程などが具体的に明らかになる点は興味深い。ここでは木簡の研究が従来の古代史研究の応用問題であり、古代史研究の基礎的知識への通曉が不可欠であること、またそれが新しい問題の発見につながることを呈示されている。またこの両章にはそれぞれ全木簡釈文と解説が掲げられており、個々の史料解釈と全体像の復原とのつながりを教えてくれる。

第三編第一章はトネリの郡領補任に関わる史料の分析で、平城宮木簡八〇号を西宮を守衛する兵衛が郡領補任に際して有力官人へ宛てた嘆願文書ではないかと位置づけている。この章は著者の郡司任用制度に関する名論文「八世紀郡領の任用と出自」（『史学雑誌』八一の二二、一九七二年）を補足する論考であり、こうした都城と郡領

候補者あるいは地方豪族との関係への喚起は、以後の諸研究でも継承されている重要な視点である。但し、本木簡の機能については、拙稿「郡司補任請願文書とトネリ等の郡領就任」（『続日本紀研究』三〇三、一九九六年）で述べたように、郡領任用の手続きの全体の中に位置づけて考えると、トネリの場合、まず本人から所属官司に郡司銓擬に与りたい旨を意思表明することが必要であり、この木簡はその意思表示の文書ではないかと見ておきたいと考える。

第二章は日向国の牛皮貢進の荷札を手がかりに、出土地が平城京の東南隅であることと合せて、宮城四隅疫神祭の具体的なあり方を検討したものである。史料の少ない日向国の歴史を考える上でも重要であり、また律令制成立以前の各地域と中央とのつながりの具体像を究明する方法が示されていると考えられる。この点については、二条大路木簡の出土によって、各国の荷札木簡が二~三倍増したことにより、既に伊豆・安房などについては新しい研究成果が呈されているが、本章はその先駆的研究の一つとして注目されよう。

第三章は料材製作方法がわかる木簡を例に、第一次木簡の形態の復原、第一次木簡から第二次木簡への転用のあり方を究明している。この場合、かなり横幅のある高さ二八センチ×横幅二八センチ（以下）の正方形または縦長の方形の「兵士番上簿」を〇三三型式の付札に仕立てようとしたもので、I第一次木簡を第二次木簡の幅に割り、その短冊形の板を横に半分に切断する、II両側面を斜めに割り、

上狹・下広の形にする、Ⅲ両側面一端にV字形の切り込みを入れ、上・下端を削って整形、IV第一次木簡の墨書・界線（刻線）を消して調整という行程をとると推定されるが、本例では何らかの事情でIVの前で廃棄されたと観察されている。

二 いくつかの所感

以上、本書の内容を評者の興味にまかせて紹介したが、全体的な感想として、古代史の制度全体のあり方と個別の木簡の機能というマクロとミクロ両方の視点で論証が進められている点に、木簡研究の神髄と古代史研究の深化・応用の可能性を期待させる方法が十二分に提示されていると思われる。以下、評者が特に留意したい点を所感として述べてみたい。

まず第一編第一章の二つの研究史を比べると、木簡の史料的特質、用途と機能に基づく木簡の分類に関する理解にはあまり変化がないが、近年の『木簡研究』誌上でも指摘されているように、七世紀木簡の出土例、中近世木簡の出土数が大幅に増えていることが知られ、木簡研究の時代的広がり、木簡研究の今日的課題がこの頃から出現していたことがわかる。七世紀木簡については、この時期の文献史料が少ないので、古代史研究からの関心も高く、一九九八年に木簡学会の特別研究集会が開催されるなど、研究の深化が図られているが、中

近世木簡の扱いは現在もなお不定であるという課題が残っていると思われる。この点は木簡学会を始め、木簡研究の場全体としての宿題でもあると考える。

次に第一編第二章は、郡司制研究を古代史研究の出発点とし、木簡研究においても郡の具体的な職務遂行の復原に関する荷札木簡の研究から着手された著者の研究の基盤をなす論考の一つと評価することができよう。本章の考察のうち、郡家を中心とする荷札木簡の作成場所の比定に関しては、補注でも整理されているその後の研究史で最も問題とされたところである。荷札木簡の作成段階については、郷など郡以下の段階での作成もあつたことが明らかになつており、著者もそうした事例が存することを認められているが、総体的なあり方としてはなお郡家段階での作成という見解を維持する旨が述べられている。この問題を深化するためには、郡家や郡以下の段階の行政の様子をさらに究明する必要があり、著者も本文で言及されているが、拙稿「荷札木簡の研究課題」（『考古学ジャーナル』三三九号、一九九一年）で触れ、高島英之「地方出土の古代木簡」（『財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』八、一九九一年）が集成しているように、近年増加する地方官衙遺跡からの荷札木簡出土例をふまえて、郡段階で付け替えられる木簡の存在にも注意を向けねばならないのではないかだろうか。また奈良国立文化財研究所編『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』（一九九八年）などで整理されている

「郷家」の存在の否定、郡家出先機関の存在という今日の郡以下の地方行政機構の評価とも合せて、郡以下の段階で作成され、中央までもたらされた木簡の意味を検討することも重要であろう。即ち、郡家段階での作業内容をさらに具体的に究明するとともに、上述の二条大路木簡の出土により大幅に増加した荷札木簡を用いて、著者の作業を全体的に検証することが、今後の荷札木簡の研究に求められていると考える。

なお、第三編第一章について、拙稿で著者とは若干異なる意見を呈したこと述べたが、第二編第一章の長岡京太政官厨家出土木簡に関しては、渡辺晃宏「長岡京太政官厨家木簡考」（『古代文化』四九の二、一九九七年）が著者と大幅に異なる見解を示している。即ち、渡辺氏は、綱丁木簡は検収後の物の移動に伴う木簡で、秦安万呂は太政官厨家とは別の部署で荷物を検収し、太政官厨家に米を送り届けた某所の官人ではないか、彼は太政官の史生であることはまちがいないので、太政官曹司に勤務し、太政官曹司で検収し、各部署（含厨家）に配分したのであるという解釈を行い、八世紀末段階では太政官厨家の地子の収納・支出に関する自主性は未確立であつたと指摘しており、この見解によると、長岡京木簡の解釈や関連する制度の理解もまた異なるものになるという留保が存することに注意しておきたい（この見解は小倉真紀子「古代地子制に関する一考察」〔『日本歴史』六一六、一九九九年〕でも支持されている）。今、俄にそ

の当否を判断することは控えたいが、木簡の理解と従来の古代史研究の照合方法として、この論争の行方にも注目しておきたい。またこの点は木簡を用いた制度史的理の深化の部分すべてに該当し、著者とは別の解釈に基づく制度の具体像構築の試みとの対決や古代史像の新たな構築の可能性の展開が大いに期待される。

むすびにかえて

本書で述べられている事柄は、今日においては木簡研究の「常識」となっていると言つて過言ではない。しかし、その「常識」を裏き上げ、その実践例を示すと同時に、ついおろそかになりがちな点に改めて注意を喚起したのが、本書の最大の価値と見ることができ、木簡研究に従事する者が繰り返し、かみしめるべき提言が随所に現れている。このような斯界共有の財産として、本書出版の意義は大きいと思われるし、また古代史研究の新しい可能性・深化を具体的手法と実践例で示した点でも重要であり、木簡や日本古代史の研究の上で必読文献であることを強調して、拙い紹介を終えたい。

（日本史学研究叢書 一九九八年三月、吉川弘文館刊、

A5版、四九二頁、本体一〇〇〇円）